

令和 2 年松前町教育委員会規則第 5 号

松前町公立学校管理規則及び松前町立幼稚園管理規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和 2 年 6 月 24 日

松前町教育委員会教育長 本 馬 毅

松前町公立学校管理規則及び松前町立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

(松前町公立学校管理規則の一部を改正する規則)

第 1 条 松前町公立学校管理規則（平成16年松前町教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 <u>(施行期日)</u> 1 省略 <u>(令和 2 年度における夏季休業日の特例)</u> 2 <u>令和 2 年度における第 4 条第 1 項第 4 号の規定の適用については、同号中「7 月 21 日から 8 月 31 日まで」とあるのは、「8 月 1 日から 8 月 23 日まで」とする。</u>	附 則  省略

(松前町立幼稚園管理規則の一部を改正する規則)

第 2 条 松前町立幼稚園管理規則（平成16年松前町教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則

(施行期日)

1 省略

(令和2年度における夏季休業日の特例)

2 令和2年度における第4条第1項第4号の規定の適用については、同号中「7月21日」とあるのは、「8月1日」とする。

— 省略

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。